

様式③

意見書(医師記入)

愛護幼稚園 園長殿

園児名

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、
 月 日から登園可能と判断します。

登園許可日 年 月 日

医療機関名

医師名 印

愛護幼稚園は幼児が集団で生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが、一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間を考慮し、子どもの健康回復状態が幼稚園での集団生活可能な状態となってからの登園になるようご留意ください。

○ 医師が記入した許可書が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
麻しん(はしか)	解熱後3日を経過してから
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから(かさぶたができる状態)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日が経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで